

「医療基本法等に関するアンケート」への各政党の回答(2013年7月16日現在)

	民主党	自民党	公明党	みんなの党	共産党	社民党	日本維新の会
1-1)「医療基本法」の制定について、どのように考えていますか。	決めていない	個別項目への回答は控えさせていただきます。自民党の参議院選公約は下記でございます。どうぞよろしく申し上げます。(別添)	制定を強く支持する	制定を強く支持する	制定を強く支持する	制定を強く支持する	わからない/決めていない
1-2)【自由記載欄】医療基本法に関する貴党の考え方について、自由に記載してください。	勉強会に参加している議員もいるが、党として立法化の方針を決めていない。現時点での民主党の医療政策の概要は以下の通り。(別添)	医療基本法の制定により、患者・国民の声をより医療政策に反映させるための環境が整備され、患者の立場からの医療が推進されると考えます。今後とも法制定に向けて取り組んでいきます。	医療基本法の必要性は長年にわたって叫ばれてきたが、やっと基本法案を制定している複数のグループが集まって共同提案できる段階にきており、党の厚生労働政策担当議員もシンポジウムに参加し、党としても前向きに検討できるよう積極的に推進したいと意見表明している。	日本共産党は、この間の国政選挙で、患者の権利を明確にする「基本法」制定を公約してきました。高すぎる国保料(税)や窓口負担のために国民の医療を受ける権利が脅かされ、「医療崩壊」や医師・看護師不足など、医療をめぐる危機的状況も広がるなか、憲法25条にもとづいて患者の権利を確立する基本法制定は意義あるものと考えます。	医療はだれのため、何のためにあるのか、国民の合意を確認する非常に大切な基本法だと考えます。	今後必要に応じて議論していく	
2-1)今回の参院選における貴党の政権公約(マニフェスト)に、医療基本法の制定が明記されていますか。	明記されていない	明記されている	明記されていない	明記されている	明記されていない	明記されていない	
2-2)記載されているとしたら当該カ所			「医療は患者のためであることを明確にし、国や地方自治体の役割、患者の医療政策決定への参加のための『医療改革国民会議』の設置、医師・医療機関の責務などを盛り込んだ『医療基本法』を制定します。」(公明党政策集 Policy2013 抜粋)		各分野政策「2:医療」 「医療の安全、患者の権利の確立」の項 「患者の権利を明記し、医療行政全般に患者の声を反映する仕組みをつくる『基本法』の制定をすすめます」 http://www.jcp.or.jp/web_policy/2013/06/2013-15.html		
2-3)記載されていないとしたら、その理由	勉強会に参加している議員もいるが、党として立法化の方針を決めていない。			患者の権利を保護するために、医療事故調査委員会や薬害防止のための第三者委員会の早期設置を政権公約(アジェンダ2013)で明記しており、その流れの中に医療基本法の制定があると考えている。		党内の議論が積み上げられていないため。	国政政党のマニフェストは国のあるべき方向性を示すものだから
3-1)貴党は、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について、どのように考えていますか。	どちらかといえば推進を支持する		推進を強く支持する	推進を強く支持する	推進を強く支持する	推進を強く支持する	どちらかといえば推進を支持する
3-2)【自由記載欄】医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する貴党の考え方について、自由に記載してください。	医療政策を立案するにあたって、患者や家族などの関係者の意見が反映される仕組みが重要であるとする。政策立案への参加の仕方について、どのような形がよいのかさらに検討する必要がある。		医療基本法の制定に当たっては、「医療改革国民会議」の設置を盛り込み、医療政策に対する患者・国民の参画を進めていきたいと考えます。	質問1で回答したとおり。党所属の厚生労働政策担当議員は、常に患者・市民の立場から医療政策提言をしており、患者の声を代弁している。	患者本位の医療制度・医療提供体制を実現していくには、患者・市民の声を医療行政全体に反映させていくことが不可欠と考えます。1972年、自民党政権が「医療基本法法案」を国会に提出したことがありましたが、そこには、住民代表や患者組織の代表を審議会に参画させる仕組みがなかったため、日本共産党は政府案を厳しく批判しました(法案は廃案)。患者の権利を守るという課題は、40年前よりも切実性をもっており、患者・市民の声を反映させる仕組みづくりはいっそう重要となっています。	医療を必要とする主体は患者・市民であり、当事者が政策決定のプロセスに参画することは非常に重要だと考えます。	(回答無し)
4-1)今回の参院選における貴党の政権公約(マニフェスト)に、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について、記載されていますか。	記載されている		記載されている	記載されていない	記載されている	記載されていない	記載されていない
4-2)記載されているとしたら、当該カ所	マニフェストp12 患者のニーズを踏まえ、難病対策をさらに拡充します。		「患者の医療政策決定への参加のための『医療改革国民会議』の設置」(公明党政策集 Policy2013 抜粋)		2-1と同じ		
4-3)記載されていないとしたら、その理由				患者の権利を保護するために、医療事故調査委員会や薬害防止のための第三者委員会の早期設置を政権公約(アジェンダ2013)で明記しており、その流れの中で、医療政策決定プロセスへの患者・市民の参加が推進される一里塚になると考えている。		党内の議論が積み上げられていないため。	国政政党のマニフェストは国のあるべき方向性を示すものだから
回答日	7月6日	7月12日	7月10日	7月11日	7月4日	7月5日	7月8日